

保育所や認定こども園（2号認定のみ）を利用する
3歳児（年少）クラスから5歳児（年長）クラスの保護者の皆様へ

食材料費の取扱いについて

令和元年10月1日から、3歳児クラス～5歳児クラスのお子様については保育料が無償化となりますが、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代等）については、無償化の対象となりません。

各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、
自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

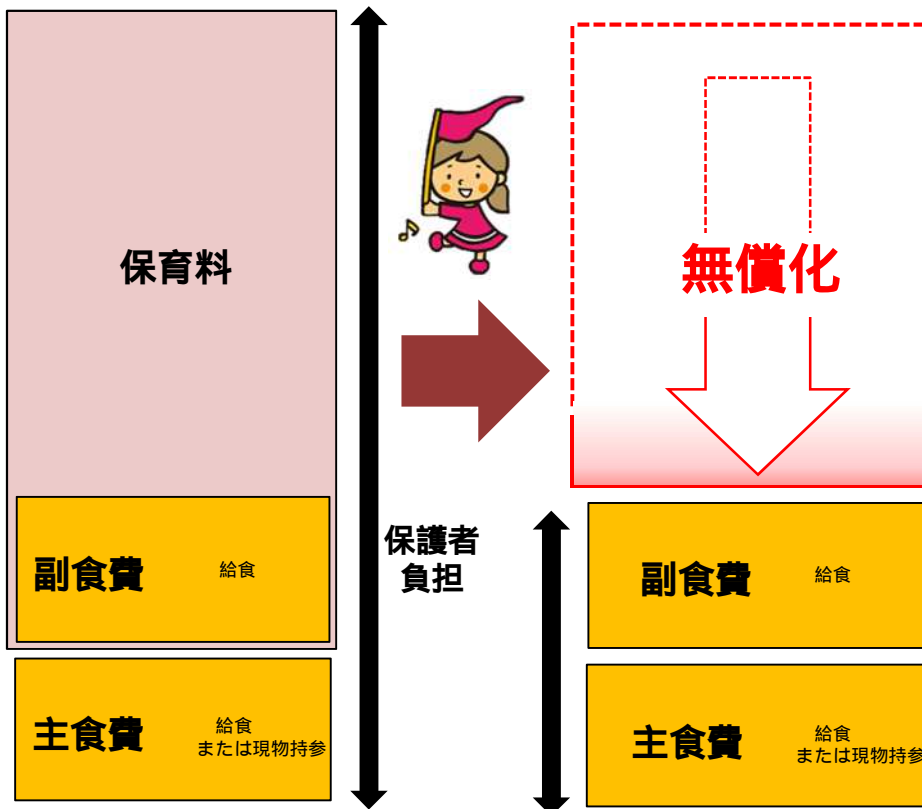


これまでも保育料の中に、副食費（おかず代・おやつ代）が含まれており、保護者の皆様には保育料の一部として、副食費をご負担いただいております。

このため、各施設を利用する場合も、自宅で子育てを行う場合と同様に、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～



！
保育料（副食費を除く）
が無償化されます。

！
給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

詳細は裏面をご覧ください。

3歳児クラス～5歳児クラスの給食費

現在

【主食（ご飯等）】 保育所・認定こども園共通

主食費として直接園に支払い、またはご飯を持参していただいております。

【副食（おかず等）費】

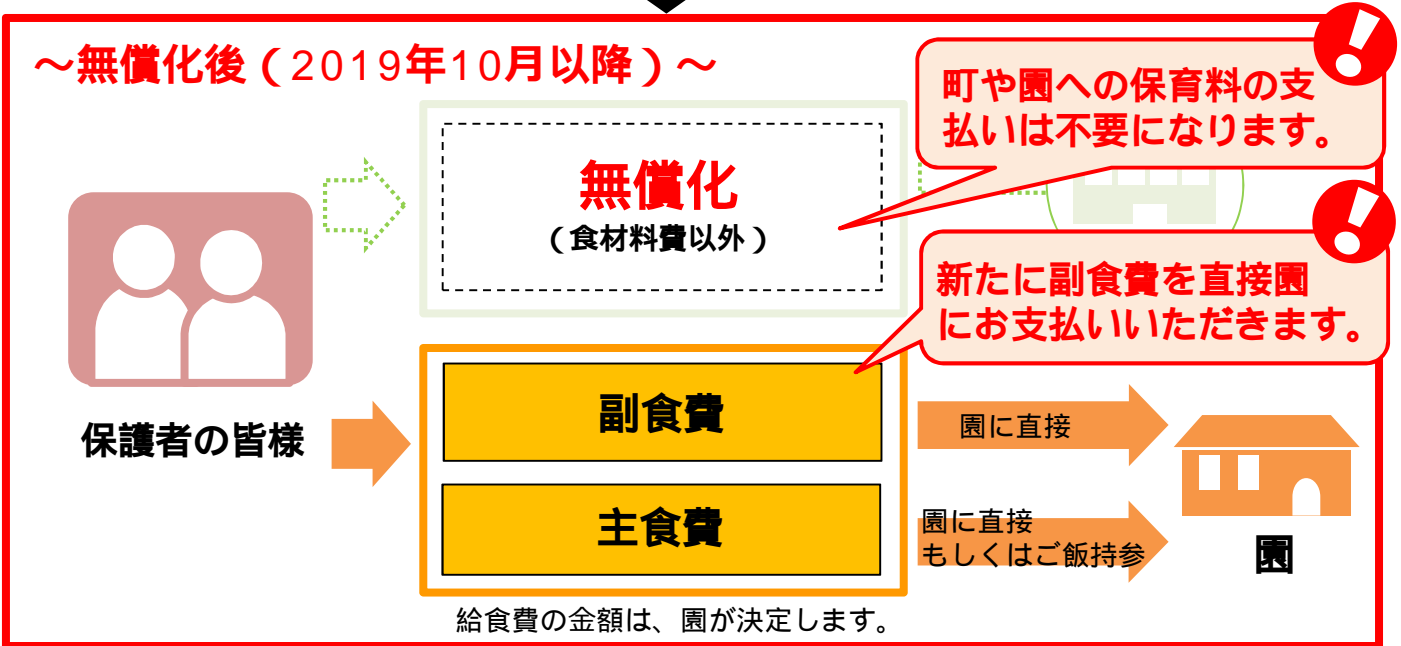
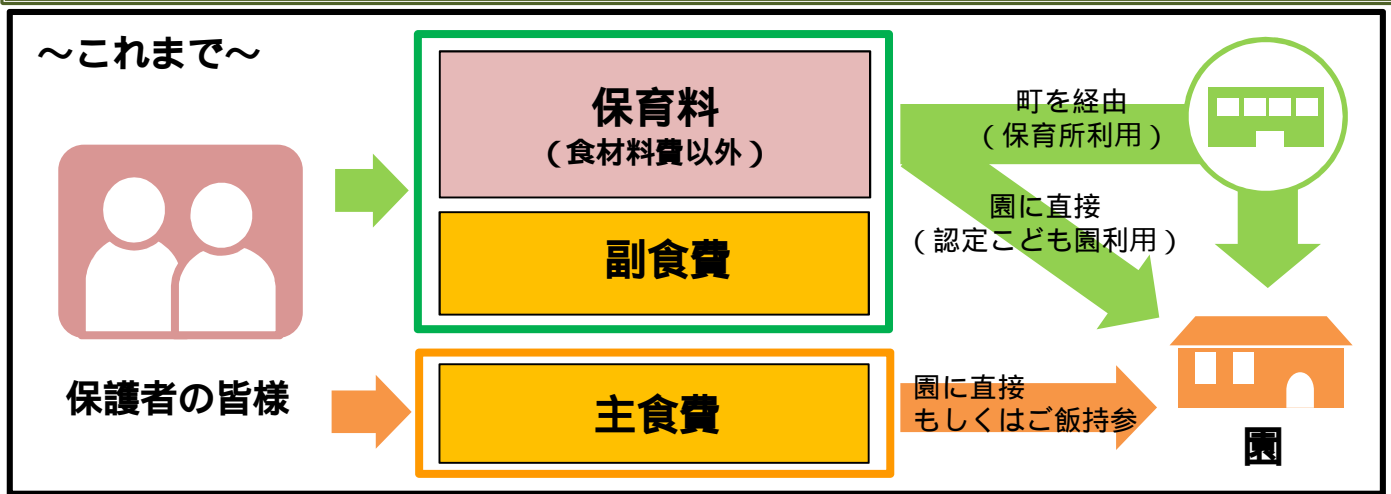
保育料の一部として、保育所利用の場合は町を経由して、認定こども園利用の場合は直接、園へお支払いいただいております。

無償化後

幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなります。

無償化後は、主食費はこれまで通りご飯持参もしくは園に直接お支払いいただき、副食費は新たに直接園にお支払いいただくこととなります。

ご理解・ご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ】 高千穂町役場 福祉保険課 TEL: 0982 - 73 - 1202